

介護福祉士の資格取得を応援します

# 実務者研修受講資金貸付制度のお知らせ

## ■ 貸付内容

貸付額

**20** 万円  
以内

貸付期間

実務者研修施設の  
正規の就学期間

## ■ 対象者

以下の条件を満たす方

- 愛知県内の介護福祉士実務者研修養成施設に在学している
- 介護福祉士資格取得を目指している
- 卒業後に愛知県内の介護事業所等において**指定業務(※)**に従事しようとしている

※指定業務

愛知県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱  
第9の別添2に定める施設・職種のこと

## ■ 申込方法

詳細は

### 実務者研修受講貸付けの手引き

をご覧ください。

[愛知県社会福祉協議会ホームページ](#) >

[福祉の貸付け/相談のページ](#) >

[資格取得及び就労支援](#) >

[実務者研修受講資金貸付の手引き](#)

※申請には、**養成施設長の推薦**が必要です。

※返還免除条件を満たしていても、右記提出書類がない場合は、返還免除となりません。ご注意ください。

## ■ 卒業後の提出書類

提出時期	提出書類
卒業後	養成施設等卒業届 卒業（修了）証書等の写し
資格取得後	介護福祉士等登録届 登録証の写し
介護職従事	指定業務等従事届
毎年4月	指定業務等従事届
2年間従事後	修学資金等返還当然免除申請書 指定業務等従事期間証明書

## ■ 返還免除条件

以下の条件をすべて満たす場合に**全額免除**となります

- ① 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い
- ② 愛知県内において**2年間、引き続き、指定業務に従事し**
- ③ 返還当然免除申請書を提出し、免除決定通知を受けている



## よくある質問

Q 愛知県内の実務者研修養成施設を教えてください。

A 愛知県Webサイト → 組織でさがす →  
本庁機関の組織表 → 福祉局 → 高齢福祉課 →  
介護人材確保 → 介護福祉士実務者研修養成施設の規指定  
及び変更等について → 介護福祉士実務者養成施設一覧  
をご覧ください。

Q 介護福祉士の資格取得後、指定業務についたのですが、  
転職した場合どうなりますか。

A 同じ介護職であれば転職は可能です。ただし、次の手続  
をしてください。介護職以外であれば、返還となります。  
・退職した事業所で指定業務等従事期間証明書に証明を受け  
てください。  
・新しい事業所で指定業務等従事届に証明を受けてください。  
・上記2通を福祉人材センターに送付してください。

Q 愛知県外に転居する場合は、どうなりますか。

A  
① 愛知県外に転居されても、愛知県内の事業所に従事すれ  
ば構いません。ただし、住所・氏名等変更届を提出してく  
ださい。  
② 愛知県内の事業所に従事しなくなったときは、返還とな  
ります。返還金は次のとおりです。  
ア 1年未満の従事の場合 全額返還  
イ 1年以上従事した場合は一部返還、一部免除  
・免除額 = 貸付額 × 従事期間（月数） ÷ 24ヵ月  
・返還額 = 貸付額 - 免除額

Q 愛知県内の介護事業所で介護職として勤務しています。  
介護福祉士の資格を取得しても現在の職場で職場で引き  
続き勤務したいのですが、転職しなくても返還免除の対  
象となりますか。

A 対象となります。ただし、返還免除となる期間は、介護  
福祉士登録日以降となります。

Q ハロワークの教育訓練給付金  
との併給はできますか。

A できます。

Q 国家試験に不合格又は受験で  
きなかった場合はどうなります  
か。

A その都度、修学資金等返還裁量  
猶予申請書を提出してください。  
ただし、翌々年度の試験に合格  
しない場合は返還となります。

Q 実務者研修受講資金の貸付け  
を受けた後、再就職準備金を申  
請することはできますか。

A 再就職準備金の要件を満たせば  
申請することはできます。

Q 返還免除となる2年間はいつ  
から計算するのですか。

A 介護福祉士の登録日と指定業務  
に従事した日のいずれか遅い日以  
降です。

## お問い合わせ

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会  
福祉人材センター

〒461-0011  
名古屋市中区白壁一丁目50番地

☎ 052-212-5519  
[平日午前9時から午後5時まで]

<http://www.aichi-fukushi.or.jp/>